

「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」評価要領

平成22年11月26日

独立行政法人日本学術振興会

「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」事業委員会決定

「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」（以下「本事業」という。）の中間・最終評価は、この要領により行うものとする。

I. 評価の目的

1. 中間評価の目的

各プロジェクト研究の進捗状況等を把握し、適切な助言を行うとともに、以後の研究の継続の可否（計画の見直しを含む。）の判断に資することを目的とする。

2. 最終評価の目的

各プロジェクト研究の研究目的の達成度等を把握するとともに、当該研究のさらなる発展に資することを目的とする。

II. 評価の時期

プロジェクト研究	中間評価の時期	最終評価の時期
実施期間5年間のプロジェクト研究	3年度目	5年度目

III. 評価の実施体制

1. 評価委員会

- (1) 本事業の中間・最終評価は、「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」事業委員会（以下「事業委員会」という。）に置く評価委員会が行うものとする。
- (2) 事業委員会は、評価委員会の決定した評価結果を確認し、文部科学省に報告する。

2. 評価委員

評価を担当する委員の構成は、次のとおりとする。

- ① プロジェクト研究の選定に係る審査状況、審査経過等を熟知している専門家や有識者
- ② プロジェクト研究の選定に携わっていない者で、専門的観点から高い知見を有する専門家や有識者

3. 担当委員

- (1) 評価委員会は、研究領域ごとに、評価委員のうちから担当委員を複数名決定する。
- (2) 担当委員は担当研究領域のプロジェクト研究について個別書面評価を行う。
また、担当委員のうち1名を主担当委員とし、主担当委員は担当研究領域のプロジェクト研究の評価において、以下の役割を担う。
 - ・ 面接（ヒアリング）評価の質疑応答における中心的役割
 - ・ 評価結果（評価にあたっての意見）のとりまとめ

IV. 評価の実施

1. 実施方法

本事業の中間・最終評価は、評価委員が個別に行う書面評価及びその結果を踏まえて評価委員会全体で行う面接（ヒアリング）評価及び合議評価により実施する。

2. 中間評価

(1) 実施手順

① 書面評価

評価委員は、各プロジェクト研究より提出される研究進捗状況報告書（別紙1）及び応募時に申請のあった研究提案書により、担当研究領域のプロジェクト研究について個別書面評価を行う。

② 面接（ヒアリング）評価

評価委員会は、個別書面評価結果を踏まえて、全ての評価対象プロジェクト研究について面接（ヒアリング）評価を行う。

なお、面接（ヒアリング）評価の実施にあたっては、別に定める「面接（ヒアリング）評価実施要領」により行う。

③ 合議評価

面接（ヒアリング）評価を行ったプロジェクト研究について、「IV. 2.（2）評価にあたっての着目点」の各要素に着目し、「IV. 2.（3）評価基準」により合議を行い、評価結果を決定する。

なお、研究計画の変更、研究費の減額又は研究の終了の必要性について検討する場合は、その具体的内容について慎重に判断する。

(2) 評価にあたっての着目点（括弧内は研究進捗状況報告書の対応する項目）

(a) 研究の進展状況

（「1. 近未来の課題解決という政策や社会の要請を踏まえた研究の目的・意義」、「2. 研究（内容、方法及び研究成果）の概要」、「4. 研究遂行上の問題点」）

- ・本事業の目的及び当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(b) 研究組織（「3. 研究実施体制」）

- ・研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。
- ・本事業の目的の達成にふさわしい体制が構築されているか。

(c) 研究成果及びその発信・普及

（「5. 研究成果及びそれが社会にもたらす効果」、「6. 研究成果の発表状況」）

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。（あげつつあるか。）
- ・研究成果が社会にもたらす効果について、具体的かつ現実的な見通しがあるか。
- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(d) 研究目的の達成見込み（「5. 研究成果及びそれが社会にもたらす効果」、「7. 今後の展望」）

- ・今後の研究の進め方の妥当性はどうか。
- ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
- ・課題解決のための選択肢として具体的な社会提言が創出される見通しがあるか。

(3) 評価基準

評価	評価基準
A	現行のまま推進すればよい
A-	研究計画の一部見直し等努力の余地がある
B	研究計画の大幅な見直し等一層の努力が必要である
C	研究費の減額又は研究の終了が適当である

3. 最終評価

(1) 実施手順

① 書面評価

評価委員会は、各プロジェクト研究より提出される研究終了報告書（別紙2）及び応募時に申請のあった研究提案書により、担当研究領域のプロジェクト研究について個別書面評価を行う。

② 面接（ヒアリング）評価

評価委員会は、個別書面評価結果を踏まえて、全ての評価対象プロジェクト研究について面接（ヒアリング）評価を行う。

なお、面接（ヒアリング）評価の実施にあたっては、別に定める「面接（ヒアリング）評価実施要領」により行う。

③ 合議評価

面接（ヒアリング）評価を行ったプロジェクト研究について、「IV. 3.（2）評価にあたっての着目点」の各要素に着目し、「IV. 3.（3）評価基準」により合議を行い、評価結果を決定する。

(2) 評価にあたっての着目点（括弧内は研究終了報告書の対応する項目）

(a) 研究の進展状況

（「1. 近未来の課題解決という政策や社会の要請を踏まえた研究の目的・意義」、「2. 研究（内容、方法及び研究成果）の概要」、「4. 研究成果及びそれが社会にもたらす効果」）

- ・本事業の目的及び当初の研究目的に照らして、着実に研究が進展したか。
- ・中間評価結果を踏まえた対応がなされたか。

(b) 研究組織（「3. 研究実施体制」）

- ・研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められたか。
- ・本事業の目的の達成に相応しい体制が構築されたか。

(c) 研究成果及びその発信・普及

（「4. 研究成果及びそれが社会にもたらす効果」、「5. 研究成果の発表状況」、「6. 研究成果に基づく社会提言について」）

- ・当初の研究目的に照らして、期待された成果をあげたか。
- ・研究成果が社会にもたらす効果について、当初の提案どおり実現されたか。
- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めたか。

(d) 社会提言の創出（「6. 研究成果に基づく社会提言について」）

- ・課題解決のための選択肢として具体的な社会提言が創出されたか。

(3) 評価基準

評価	評価基準
S	事業の目的に照らして、期待以上の成果があった
A	事業の目的に照らして、十分な成果があった
B	事業の目的に照らして、十分ではなかったが一応の成果があった
C	十分な成果があったとは言い難い

V. その他

1. 開示・公開等

(1) 評価に係る審議は非公開とする。

(2) 中間・最終評価結果は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を責任機関に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

(3) 評価委員の氏名は、評価終了後に公開する。

2. 利害関係者の排除

評価委員会を組織する際は、次に掲げる者は除くものとする。

- (1) 評価対象プロジェクト研究に参加する者
- (2) 評価対象プロジェクト研究の研究代表者に対して、親子、兄弟姉妹若しくはそれと同等の親密な親族関係を持つと判断される者
- (3) その他、中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される者

3. 秘密保持

- (1) 評価委員として評価の過程で知り得た個人情報及び評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- (2) 評価委員として取得した情報（各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たるものとする。

4. その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

VI. 評価手順

